

○阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱

平成25年10月1日

告示第79号

改正 平成26年4月1日告示第47号

平成27年3月31日告示第35号

平成29年6月1日告示第61号

平成30年7月1日告示第83号

平成31年3月22日告示第30号

令和元年7月1日告示第24号

令和2年6月1日告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、阿波市に存在する地震時等に倒壊等により道路を閉塞する恐れのある老朽化して危険な空き家及び空き建築物について、その所有者等が危険な空き家及び空き建築物の解体、撤去又は処分に係る工事を行う場合に、予算の範囲内で、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、その経費の一部を助成することにより、地域の防災性の向上や住環境の整備改善を図ることを目的とし、その交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱(社会資本整備総合交付金交付要綱について(平成22年3月26日付け国官会第2317号))、小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日付け建設省住整発第46号)、住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成16年4月1日付け国住市第350号)及び阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定めるもののほか、この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業 阿波市がこの告示に基づき、老朽危険空き家等の解体等に対して補助を行う事業をいう。

(2) 老朽危険空き家 補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅で、次の要件を満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度、構造の腐朽又は破損の程度及

び防火上又は避難上の構造の程度の評点の合計が100点以上であるもの。

イ 倒壊すれば接面(前面)道路を閉塞し、避難及び救助活動に支障をきたす恐れがあるもの。

ウ 倒壊の危険性がある空き家として是正指導したもの

(3) 老朽危険空き建築物 補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用に供される見込みのない建築物で、次の要件を満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法施行規則第1条の規定を準用し、同条各号中の「住宅」を「建築物」として読み替え、同条各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度、構造の腐朽又は破損の程度及び防火上又は避難上の構造の程度の評点の合計が100点以上であるもの。

イ 倒壊すれば接面(前面)道路を閉塞し、避難及び救助活動に支障をきたす恐れがあるもの。

ウ 倒壊の危険性がある空き建築物として是正指導したもの。

(4) 施工者 次のいずれかの者で阿波市内に本店、支店等の事業所を有するもの(個人事業業者を含む。)をいう。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けた者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する登録を受けた者

(5) 所有者等 次のいずれかの者をいう。

ア 空き家の所有者

イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

(6) 対象経費 家財道具、機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物(浄化槽等)を除き、住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)により算出した経費(当該補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を除く。)をいう。

(7) 空き家判定業務 とくしま地方創生空き家判定マニュアルに基づき、空き家判定士が実施する空き家判定をいう。

(8) 空き家判定士 とくしま地方創生空き家判定士登録要綱に基づき、とくしま地方創生空き家判定士として徳島県に登録された者をいう。

(9) 委託機関 空き家判定士の派遣等の業務を阿波市と委託契約した団体をいう。

(補助の対象)

第3条 この告示に定める補助事業の対象となる老朽危険空き家及び老朽危険空き建築物は、次に掲げる要件を全て満たしたものでなければならない。

- (1) この告示以外の助成金の交付を受けていないもの
- (2) 同一敷地内において、この告示に基づく補助事業の助成金の交付を受けていないもの
- (3) 所有者等に市税の滞納がないもの
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないもの
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、その額は、60万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。
(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家判定業務申込書(様式第2号)
- (2) 建物概要書(様式第3号)
- (3) 建物の所有者が確認できる書類
- (4) 建物の付近見取り図
- (5) 所有者の同意書(申請者と所有者が異なる場合)
- (6) 補助事業実施計画書(様式第4号)
- (7) 解体工事見積書の写し
- (8) 建物平面図(対象箇所を明示したもの)
- (9) 写真
- (10) 建設業の許可又は解体工事業の登録を受けていることを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容及び空き家判定結果を審査し、補助金の交付をすることが適当と認めるときは、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
(事業内容の変更)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするとき

は、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付変更申請書(様式第6号)に変更後の補助事業実施(変更)計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更の承認をするときは、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金変更決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、補助金の交付決定後に行わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(空き家判定業務の実施)

第9条 空き家判定士は、申込みのあった空き家住宅へ訪問し、空き家判定業務を実施する。

- 2 空き家判定士は、空き家判定業務結果の書類を市長へ提出するとともに、申請者に対し、空き家判定業務結果を報告するものとする。

- 3 市長は、空き家判定業務を委託機関に委託する場合は、申請者に対し、空き家判定業務に必要な経費に5分の1を乗じて得た額を申請時に請求するものとする。

(事業の完了報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までに、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業完了報告書(様式第9号)に次に定める書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

(1) 請負契約書の写し

(2) 請求書及び領収書の写し(解体工事を行った施工者が発行したもの)

(3) 工事写真(施工前、しゅん工時、分別解体時等の補助事業の内容が確認できるもの)

(4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し

(5) 産業廃棄物収集運搬許可証の写し

(6) 産業廃棄物処分業許可証の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の事業完了報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付

額確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管)

第13条 この事業に関する書類は、事業完了後10年間保存するものとする。

(その他)

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第47号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第35号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月1日告示第61号)

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成30年7月1日告示第83号)

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日告示第30号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日告示第24号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年6月1日告示第77号)

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

事前相談票

年度	相談番号

阿波市老朽危険空き家・空き建築物
除却支援事業事前相談票

太枠内を御記入ください。

相談日	年 月 日 : ~ :		
相談者	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他()		
氏名	(TEL) — —		
住所	徳島県		
建物名	住宅		
建物住所	阿波市		
建物規模等	建築年次		階 数
	建築面積	m ²	構 造
	延べ面積	m ²	
建築確認	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
検査済証	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
対象補助	<input type="checkbox"/> 除却工事費		
添付資料	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 現況写真(2面以上)		
	<input type="checkbox"/> 敷地周辺写真 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図		
	<input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 構造図		
	<input type="checkbox"/> 確認通知書・検査済証(又は建築確認台帳記載証明書)の写し		
	<small>※原則、A4ファイルとじ(図面縮小可)</small>		
概 要	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
所 見	現地調査日時	年 月 日 ~	受 領 印

様式第1号(第5条関係)

阿波市老朽危険空き家・空き建築物
除却支援事業補助金交付申請書

阿波市長 様

年 月 日

申請者

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

㊟

電話番号

阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。この書類の記載の事実に相違はありません。
また、この申請に必要な場合は、私の市税の調査をすることに同意します。

1 補助事業等の名称

2 対象建築物所在地

3 補助対象工事費

千円 (千円未満切捨て)

4 補助金交付申請額

千円 (千円未満切捨て)

※ 補助事業に要する経費の5分の4を乗じて得た額とし、その額は、80万円を限度とする。

5 関係書類

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| (1) 空き家判定業務申込書(様式第2号) | (7) 解体工事見積書の写し |
| (2) 建物概要書(様式第3号) | (8) 建物平面図(対象箇所を明示したもの) |
| (3) 建物の所有者が確認できる書類 | (9) 写真 |
| (4) 建物の付近見取り図 | (10) 建設業の許可又は解体工事業の登録 |
| (5) 所有者の同意書(申請者と所有者が異なる場合) | を受けていることを証する書類 |
| (6) 補助事業実施計画書(様式第4号) | (11) その他市長が必要と認める書類 |

様式第3号（第5条関係）

建物概要書

建物の所在地			
建物の所有者	氏名		申請者からみた続柄 (<input type="checkbox"/> 本人・ <input type="checkbox"/> 配偶者・ <input type="checkbox"/> 親・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> その他)
	住所	〒 _____ _____ 電話 _____	
建築年月	年 月頃竣工		・ 不明
形態種別	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
規模 (改修前)	地上 階 地下 階		
	建築面積 m ² ・ 延べ面積 m ² ・ 不明		
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 不明		

※老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業：対象工事費の4/5以下かつ上限80万円

添付書類

- 1 建物の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 建物の登記事項証明書
 - (2) 建物の固定資産課税台帳登録証明
 - (3) その他建物の所有者を証明する書類
- 2 建物の付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

様式第4号(第5条関係)

補助事業実施(変更)計画書

申請者	住所 氏名	受付番号※	
施工者	会社名 住所	担当者氏名 連絡先	
解体工事開始予定日	年 月 日		
解体工事完了予定日	年 月 日		

※欄は記入しないこと。

1 補助対象建築物の概要

建築物の名称			
建築物の所在地			
敷地面積	m ²	延べ面積	m ²
建築面積	m ²	対象床面積	m ²
階数	地上 階地下 階	構造	造 一部 造

2 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(単位：円)

項目	事業費	補助対象 工事費 (A)	補助率	補助金交付 申請額 (B)
解体工事			$B=A \times 4/5$	
			C(補助限度額) 800,000円	
計			B又はCの 少ない額	
総計	今回交付申請額			
	既交付決定額			
	変更増減額			

(注1) 事業費は、実際に要する総事業費を記載すること。

(注2) 補助対象工事費は、3(エ)欄の金額を記載すること。

(注3) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てること。

(注4) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段に()書きすること。

3 補助事業費の算出方法

補助対象解体工事見積額(ア)		円
補助対象床面積(イ)		m ²
除却工事費 面積限度額	木造住宅	$m^2 \times \text{円}/m^2 =$ 円
	非木造住宅	$m^2 \times \text{円}/m^2 =$ 円
	合計(ウ)	円
補助対象工事費(エ) [(ア)又は(ウ)の少ない額]		円

様式第5号(第5条関係)

阿住指令第 号
年 月 日

阿波市老朽危険空き家・空き建築物
除却支援事業補助金交付決定通知書

申請者
住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

阿波市長 印

補助年度	年度	補助金等の名称	阿波市老朽危険空き家・ 空き建築物除却支援事業補助金
受付番号			
補助事業等の名称			
対象建築物所在地			
補助対象工事費 (千円未満切捨て)			千円
補助金交付決定額 (千円未満切捨て)			千円
補助金交付条件		1 除却工事の着工は、補助金の交付決定通知後とすること。 2 この補助金は、交付目的以外の目的に使用しないこと。 3 市長が必要があると認めるときは、本市職員による書類等の検査を受けること。 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けること。 5 阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。	

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

阿波市老朽危険空き家・空き建築物
除却支援事業補助金交付変更申請書

阿波市長 様

申請者 住所

氏名



年 月 日付け阿住指令第 号により交付決定を受けた阿波市老朽危険
空き家・空き建築物除却支援事業について、次のとおり変更したいので、阿波市老朽危険
空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申
請します。

1 受付番号 第 号

2 補助事業等の名称

3 対象建築物所在地

4 補助対象解体工事費(千円未満切捨て)

補助対象解体工事費(当初)	千円
補助対象解体工事費(変更)	千円
差引額増減額	千円

5 補助金交付変更申請額(千円未満切捨て)

補助金交付申請額(当初)	千円
補助金交付申請額(変更)	千円
差引額増減額	千円

※ 補助対象解体工事に要する経費の5分の4を乗じて得た額とし、その額は、80万円を
限度とする。

6 備考(変更概要等)

7 関係書類

- 補助事業実施(変更)計画書
(様式第2号を準用し、変更前後の数値を記載すること。)
- 解体工事見積書の写し
- 建物平面図(対象箇所を明示したもの)
- 写真
- その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第6条関係)

阿住指令第 号
年 月 日

阿波市老朽危険空き家・空き建築物
除却支援事業補助金変更決定通知書

申請者
住所
氏名 様

年 月 日付け阿住指令第 号により交付決定した補助金の交付について、次のとおり変更したので、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

阿波市長 印

補助年度	年度	補助金等の 名称	阿波市老朽危険空き家・ 空き建築物除却支援事業
受付番号			
補助事業等の名称			
対象建築物所在地			
補助対象解体 工事費(当初)	千円	補助金交付 決定額	千円
補助対象解体 工事費(変更)	千円	補助金交付変更 決定額	千円
差引変更増減額 (千円未満切捨て)	千円	差引変更増減額 (千円未満切捨て)	千円
交付の条件	当初のとおり		

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

補助事業中止(廃止)承認申請書

阿波市長 様

申請者
住所
氏名



年 月 日付け阿住指令第 号により交付決定を受けた阿波市老朽危険
空き家・空き建築物除却支援事業を次のとおり中止(廃止)したいので、阿波市老朽危険
空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請
します。

- 1 受付番号 第 号
- 2 補助事業等の名称
- 3 対象建築物所在地
- 4 中止(廃止)の理由
- 5 備考

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業完了報告書

阿波市長 様

申請者
住所
氏名

㊟

年 月 日付け阿住指令第 号により補助金の交付決定を受けた建築物の除却事業が完了したので、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

1 受付番号 第 号

2 補助事業等の名称

3 対象建築物所在地

4 補助対象解体工事費

千円(千円未満切捨て)

5 補助金交付決定額

千円(千円未満切捨て)

※ 補助対象解体工事に要する経費の5分の4を乗じて得た額とし、その額は、80万円を限度とする。

6 解体工事実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

7 関係書類

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 請求書及び領収書の写し(解体工事を行った施工者が発行したもの)
- (3) 工事写真(施工前、しゅん工時及び分別解体時等の補助事業の内容が確認できるもの)
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- (5) 産業廃棄物収集運搬許可証の写し
- (6) 産業廃棄物処分業許可証の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第10号(第10条関係)

阿住指令第 号
年 月 日

阿波市老朽危険空き家・空き建築物
除却支援事業補助金交付額確定通知書

申請者
住所
氏名 様

年 月 日付けで完了報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

阿波市長 印

指令年月日	年 月 日	指令番号	阿住指令第 号
受 付 番 号			
補 助 事 業 等 の 名 称			
対 象 建 築 物 所 在 地			
補 助 対 象 解 体 工 事 費 (千 円 未 満 切 捨 て)			千円
補 助 金 交 付 決 定 額 (千 円 未 満 切 捨 て)			千円
補 助 金 交 付 確 定 額 (千 円 未 満 切 捨 て)			千円
備 考			

様式第11号(第11条関係)

年 月 日

阿波市長 様

請求者 住 所

氏 名



阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付請求書

次のとおり請求します。

請求金額 金 _____ 円

振 込 先 口 座	金融機関名	本支店等名	種別	口座番号(右詰めで記入)								
	銀 行	本店										
	労働金庫	支店	普通									
	信用金庫	支所	当座									
	農 協	出張所										
	フリガナ											
	口座名義人											

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第11条関係)